

薬 第 1 3 9 4 号
平成 25 年 12 月 27 日

各 保 健 所 長 殿

保健福祉部長
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
の施行等について (通知)

このことについて、別添のとおり下記一連の通知等がありましたので、御承
知願います。

記

- 1 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する
省令の施行について (通知)
平成 25 年 12 月 20 日付け薬食発 1220 第 1 号
厚生労働省医薬食品局長通知
- 2 携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの一部改正について
平成 25 年 12 月 20 日付け薬食監麻発 1220 第 1 号
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知
- 3 「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」の
一部改正について
平成 25 年 12 月 20 日付け薬食総発 1220 第 1 号, 薬食審査発 1220 第 17
号, 薬食安発 1220 第 10 号, 薬食監麻発 1220 第 9 号
厚生労働省医薬食品局総務課長, 審査管理課長, 安全対策課長及び監視指
導・麻薬対策課長連名通知